

後を絶たない自爆営業

令和5年 11月 15日
事務局

近年(2020 年以降)発生及び報道された自爆営業の事案について、報道や有識者からヒアリングした情報を元に、事務局が、自爆営業の態様や業態をもとに類型化し、整理した。

また、事務局が有識者(弁護士、社会保険労務士、労働法研究者等)からの意見を元に、各事例の法的な整理についての意見を記載した。

これらの事例においては、使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要する実態が散見され、これらの強要行為等のなかには、労働基準法違反、パワーハラスメント、民法上の不法行為や公序良俗違反となる可能性がある行為もある。

ただし、自爆営業の実態そのものが体系的に整理・把握されておらず、それらの行為の法律上の位置づけや違法性の判断基準等も必ずしも明確にされていないことや、民法上の不法行為や公序良俗違反となる場合であっても立証が困難であることや行政上の制裁がないことから、現実的な救済につながることは少なく、実態として放置されてきたと考えられる。

【自社商品購入要求】.....3

(中古車販売店)	3
■事例1 入社時の半強制的な車の購入・保険の加入	3
■事例2 口頭での自動車の購入要求	3
(農協)	3
■事例3 自動車購入や共済加入の念書署名	3
(コンビニ)	4
■事例4 外国人労働者への季節商品の購入の強要	4
(飲食店)	4
■事例5 注文ミスや作り間違えをした料理の購入	4
(アパレル)	4
■事例6 制服の購入の強制	4

【営業ノルマ未達分の買取要求】.....5

(中古車販売店)	5
■事例7 自動車保険の自腹契約	5
(農協)	5
■事例8 年 100 万円以上の共済等の自腹契約	5
■事例9 不必要な共済を労働者やその家族が自腹で契約	5
■事例 10 様々な商品の物販ノルマ達成のための自腹契約	6
(自動車販売店)	6
■事例 11 自爆営業による自己破産	6
(コンビニ)	6

■事例 12 食品ロスに係る廃棄コストの負担や仕入れノルマ達成のための自爆営業	6
■事例 13 収入印紙の自爆営業	7
■事例 14 アルバイトへの売れ残り商品の購入の強要	7
(飲食店)	7
■事例 15 ノルマ達成と食品ロス対策のための自腹購入	7
(食品販売)	8
■事例 16 季節商品の買取	8
(アパレル)	8
■事例 17 制服着用と販売ノルマ達成のための服の購入	8
(郵便局)	8
■事例 18 年賀はがきの買取	8
■事例 19 本人や家族の保険加入	9
(エステサロン)	9
■事例 20 エステのコースの買取	9
(薬局)	9
■事例 21 ドラッグストア店舗の販売ノルマ未達成時の買取	9

【自社商品購入要求】

(中古車販売店)

■事例1 入社時の半強制的な車の購入・保険の加入

中古車販売業者において、新入社員が入社後に半ば強制的に自社で車を購入を迫られ、更に非常に長期間(120回など)のローンを高金利で組まされる。自動車保険も自社が代理店となっている保険会社の保険に保険料が高くなるプランで加入を強制される。社員が退職後もローンの手数料が10年間会社に入ることで、会社が利益を得られる仕組みとなっている。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

■事例2 口頭での自動車の購入要求

中古車販売業者において、自社所有の車を買うか、会社を辞めるか、従業員が上司に迫られた。こうした半強制的な車の購入は、売上を伸ばすため全社的に行われ、200人近くが購入を強いられているとみられる。

(事務局意見)

従業員が求めに応じず解雇された場合には、解雇権濫用として、当該解雇措置が無効となる可能性(労働契約法第16条)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(農協)

■事例3 自動車購入や共済加入の念書署名

農協において、職員を採用する際に、自動車の購入や自動車共済の加入について自社を通じて行うことを約束させる「念書」に署名させたうえで、採用後に、実際に自動車の購入や自動車保険への加入をさせていた。「念書」を守らなかった場合は、氏名を職場でさらされたり、パワハラを受けていた。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(コンビニ)

■事例4 外国人労働者への季節商品の購入の強要

大手コンビニエンスストアに勤務する外国人労働者が恵方巻きやクリスマスケーキの購入を強制されるなど不当な待遇を受けたとして、本社を訪れ、待遇改善を求めて団体交渉を申し入れた。宗教上の戒律から食べられない物まで購入を強制されたため、購入後、廃棄した人も多い。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(飲食店)

■事例5 注文ミスや作り間違えをした料理の購入

大手ファミリーレストランチェーンの店長補助の正社員が、アルバイトによる注文ミス、料理の作り間違えが発生した際に、廃棄にさせず、「従食」(従業員が有料で自社商品の食事を食べること)として、実際には食べていないにもかかわらず、月数千～数万円程度の購入を行った。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(アパレル)

■事例6 制服の購入の強制

セレクトショップの販売員に就職したが、就職して間もなく、制服として、売り場の商品 3, 4 着の購入を強制された。事前に制服の購入についての話もなく、社販を使っても1着 1 万円以上し、店長にも違法である旨を伝え交渉したが、「アパレル業界であればこれが普通」と突っぱねられたため、職場を辞めた。

(事務局意見)

制服等、労働者に負担をさせる作業用品その他の事項については、就業規則に定め届出を行い、労働者に周知しなければならないとされている(労働基準法 89 条第 5 号)。

自社商品の購入代金を労使協定なく給与から控除している場合は、労働基準法違反となる可能性(労働基準法第 24 条)。

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

【営業ノルマ未達分の買取要求】

(中古車販売店)

■事例7 自動車保険の自腹契約

中古車販売業者の従業員が、店舗で展示されている車両などを対象として、自費で任意の自動車保険に加入した。自動車保険の契約数に応じて損保会社から中古車販売業者に報酬が支払われる仕組みがあり、社内の保険契約数のノルマを達成するため、不正な契約を結んでいた。また、複数店舗で同様の疑いがある。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(農協)

■事例8 年 100 万円以上の共済等の自腹契約

農協において、自社の共済事業のノルマの達成のために不必要的共済を従業員が自腹で契約している。医療共済、がん共済などの契約に年 100 万円の掛け金を負担している例もあり、若手を中心に離職者も後を絶たない。

ノルマの達成状況は職場で回覧され、職員らへの「無言の圧力」になっている。ただ、共済担当でない職員は本来業務があり、勤務時間中に営業先を探すことは難しいことから自爆営業に追い込まれている。また、ノルマを達成できない場合、給与やボーナスが減額される。

(事務局意見)

ノルマ未達成分の代金を労使協定なく給与から控除している場合は、労働基準法違反となる可能性(労働基準法第 24 条)。

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

■事例9 不必要な共済を労働者やその家族が自腹で契約

A県の農協においては共済契約のノルマが過大であるために、職員が共済契約を自ら契約し、その家族などにも共済契約を締結させるなどしてノルマを達成する行為も行われていた。その結果、職員の可処分所得が減って経済的に苦しくなってしまうという現象も起きていた。

また、共済以外にも、ジュース、機関誌、農作物、家電 製品、背広、仏壇等の販売のノルマも課せられていた。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

■事例 10 様々な商品の物販ノルマ達成のための自腹契約

農協の全国職員への報道機関によるアンケートでは、共済、定額貯金、機関紙、農作物、家電、葬儀、仏壇など幅広い商品にノルマが設定され、自爆営業が行われていることが分かった。中間業者が入りマージンが二重にとられるために商品が割高になっており、消費者にとってメリットがすくないため、ノルマ達成のために自爆営業をせざるを得ない状況。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(自動車販売店)

■事例 11 自爆営業による自己破産

40代男性で、某大手車販売店で営業。過重なノルマの中で、車を売るための“サービス”として、値引き、部品代金、ガソリン代、保険料などについて自爆営業を行う。そのうち借金をしてまで自爆営業を行うようになり、借金返済のために代金横領に手を染める事態に。最終的に自己破産申立てに至る。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(コンビニ)

■事例 12 食品ロスに係る廃棄コストの負担や仕入れノルマ達成のための自爆営業

大手コンビニエンスストアにおいて、地域によっては本部が仕入れのノルマを加盟店に課し、売れ残った場合の食品の廃棄コストを加盟店の負担としており、加盟店オーナーへのノルマの依頼が難しい場合、本部の経営指導員が自腹を切ってノルマを達成している例がある。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

■事例 13 収入印紙の自爆営業

大手コンビニエンスストアの本部社員が売上高をかさ上げしてノルマを達成するために収入印紙を自費で購入し、最大 100 万円規模で購入している例もあった。買った収入印紙は、金券ショップに持ち込んで換金するが、額面と買取額の差額は自腹のため、年 10 万円以上負担する社員もいた。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

■事例 14 アルバイトへの売れ残り商品の購入の強要

コンビニのアルバイトからの相談。揚げ物などの割引セール時に、一日当たりのノルマをシフトに記入させる。商品の廃棄は許さないとして、売れ残り商品は最後のシフトのアルバイトが購入させられる。

深夜時間帯のシフトなのでアルバイトがノルマ達成を無理と主張すると「売らなくとも買えばいい」と言われ、店長に問題を指摘したアルバイトはシフトを削減され(週4日→週1日など)、退職に追い込まれる。

また、季節商品(恵方巻き、お歳暮、クリスマスのケーキ・チキン、おせちなど)について、店長がアルバイト全員に一人当たりのノルマを決めて張り出し、全員加入のグループ LINE でノルマ未達成の理由を説明させられる例もある。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(飲食店)

■事例 15 ノルマ達成と食品ロス対策のための自腹購入

大手回転寿司チェーンにおいて、ノルマ達成や商品の廃棄を減らすため、店長や副店長が自腹で商品を購入しており、それにならって他のアルバイトも購入することもある。廃棄の報告をする際に、購入せず正直に書いたら迷惑そうにされ、捨てた後に文句を言われた。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(食品販売)

■事例 16 季節商品の買取

食品関係の購買事業を展開する会社。おせちのような季節商品など食品関係の全ての商品に対しノルマが課せられており、ほぼ全員の社員がノルマ達成のために買っている。企業の経営が成り立っているのは社員が購入しているから。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(アパレル)

■事例 17 制服着用と販売ノルマ達成のための服の購入

アパレル販売員の契約社員。毎月の販売ノルマが課され、達成できないと更新されない。会社からは制服として棚にある最新服を自費で購入して着るよう指定される。手取りは20万の一方で、売れない店舗であれば毎月5~8万円は自腹で購入する必要がある。

(事務局意見)

制服等、労働者に負担をさせる作業用品その他の事項については、就業規則に定め届出を行い、労働者に周知しなければならないとされている(労働基準法89条第5号)。

自社商品の購入代金を労使協定なく給与から控除している場合は、労働基準法違反となる可能性(労働基準法第24条)。

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(郵便局)

■事例 18 年賀はがきの買取

年賀はがきについて郵便局では1万枚の「目標」が示され、社員の自爆営業によって約100人の社員の8割が達成する。売り切れない分は自費で買い取り、金券ショップで転売するが、通常の販売額との差額は自腹で負担し、2万円ほど自腹で負担する例もある。

日本郵便はノルマの廃止を打ち出しているが、拠点数が多く、指示が現場に徹底しないため、一部の現場では続いている。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

■事例 19 本人や家族の保険加入

郵便局においてノルマが厳しすぎるために、従業員本人や家族が保険加入や商品購入を余儀なくされているとの相談が複数寄せられている。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(エステサロン)

■事例 20 エステのコースの買取

エステサロンにおいて、店舗の売り上げが店舗目標まで足りない月に従業員全員がエステコースの自爆営業を強制され、必要ないエステのコースを 30 万円分ローンで購入させられた。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。

(薬局)

■事例 21 ドラッグストア店舗の販売ノルマ未達成時の買取

ドラッグストアの店舗ごとの販売ノルマが設定されており、必ず達成しないといけないルールがあった。達成できない場合は社員が買取りをしなければならない。また、自分の店のノルマが達成できいても、近隣店舗が達成できていなければ、買取りの協力をしなければならない。

(事務局意見)

使用者としての立場を利用して、従業員に不要な商品の購入を強要することは、不法行為となる可能性があり、公序良俗に反した場合は売買行為が無効となる可能性。3要素に該当した場合はパワーハラスメントとなる可能性も。